

電子提供措置の開始日2023年11月27日

**第8回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

株式会社グローバルキッズCOMPANY

【目次】

当社第8回定時株主総会招集ご通知に際しての交付書面省略事項

<事業報告>

主要な借入先の状況	1
新株予約権等の状況	1
会社役員の状況	3
会計監査人の状況	6
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	7

<連結計算書類>

連結株主資本等変動計算書	15
連結注記表	16

<計算書類>

株主資本等変動計算書	32
個別注記表	33

1. 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,326百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	714百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	554百万円
株 式 会 社 S B I 新 生 銀 行	165百万円

2. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年3月19日 (注) 1
新 株 予 約 権 の 数		2,100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 42,000株 (新株予約権 1 個につき 20株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 500円 (1 株当たり 25円)
権 利 行 使 期 間		2017年3月20日から 2025年3月18日まで
行 使 の 条 件		(注) 2
役員の保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1 名
	監 査 役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名

(注) 1. 2015年10月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社グローバルキッズが発行した第1回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2015年10月1日に交付したものです。なお、発行決議年月日は株式会社グローバルキッズの第1回新株予約権に係るものを表しています。

2. (1) 新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、その他これに準ずる地位にある者とする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。
- ②本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合等、本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが適当でない合理的に認められる場合には、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ③本新株予約権者が書面により本新株予約権を放棄する旨を申し出た場合には、以後本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ④本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ⑤下記「(2) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していない場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ⑥本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ⑦本新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振り出し、保証もしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。

(2) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①本新株予約権者が第1回新株予約権の要項に違反した場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②本新株予約権者が本新株予約権の行使をする前に、行使の条件を充たさないため行使が認められなくなった場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
 - ④当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転承認の議案が株主総会で承認された場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
 - ⑤本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
3. 2015年12月18日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。

3. 会社役員 の 状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	石井 光暢	(株)エコグリーンホールディングス	代表取締役	特別な関係はありません。
社外取締役	桑戸 真二	むすびず(株) (株)福祉総研 (株)あすき (一社)施設環境評価機構	社外取締役 代表取締役 社外取締役 理事	特別な関係はありません。
社外取締役	汐見 和恵	(一社)家族・保育デザイン研究所	所長	特別な関係はありません。
社外監査役	橋口 晶子	(株)グローバルキッズ (株)GKS	監査役 監査役	連結子会社
社外監査役	片岡 理恵子 (戸籍名 竹田 理恵子)	京橋法律事務所	弁護士	当社は同法律事務所所属の同氏以外の弁護士と法律顧問業務等の委託取引があります。
社外監査役	石崎 信明	東京ファイナンシャルアドバイザー(株)	取締役会長	特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 石井 光暢	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適切な監督機能を果たすことを期待しており、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど社外取締役としての役割を適切に果たしております。
取締役 桑戸 真二	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適切な監督機能を果たすことを期待しており、実践的な経験や知見を通して業務執行に対する妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど社外取締役としての役割を適切に果たしております。
取締役 汐見 和恵	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。社会福祉・児童福祉分野に高度な知見と豊富な経験を有しており、実践的な経験や知見を通して業務執行に対する妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど社外取締役としての役割を適切に果たしております。
監査役 橋口 晶子	当事業年度に開催された取締役会17回すべて、監査役会14回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 片岡 理恵子 (戸籍名 竹田 理恵子)	当事業年度に開催された取締役会17回すべて、監査役会14回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 石崎 信明	当事業年度に開催された取締役会17回すべて、監査役会14回すべてに出席いたしました。経営コンサルタントとしての高い見識、また監査役としての豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

ハ. 法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

昨事業年度2022年6月に公表した当社連結子会社である株式会社グローバルキッズ（以下、グローバルキッズ社）が運営する認可保育所及び認証保育所における委託費の虚偽報告及び請求（以下、委託費事案）のあったことをうけ、二度と同様の事案を起こさぬよう、当社グループは経営体制を刷新し一丸となって再発防止に努めてまいりました。これら再発防止策の一環として業務プロセスを見直した結果、グローバルキッズ社が運営する4自治体6施設の開設時、施設整備補助金において不正な申請・請求（以下、整備費事案）が行われていたことが判明いたしました。また、大阪市内で運営する5施設において誤認並びに事務過誤により正確でない申請・請求がなされていたことが認められました。当社は当事業年度である2022年11月、2023年2月と3月の数回にわたり、整備費事案及び事務過誤に関する事実や補助金返還等について、都度公表いたしました。

社外取締役石井光暢氏、桑戸真二氏、汐見和恵氏、社外監査役橋口晶子氏、片岡理恵子（戸籍名 竹田理恵子）氏、石崎信明氏は、日頃から当社取締役会において、コンプライアンス、内部統制の強化の視点から提言を行っておいりました。委託費事案及び整備費事案の発覚以降にあつては、当該事案の事実関係及び原因の迅速な究明、再発防止に向けた対応策及び内部統制のさらなる強化、企業風土刷新等について意見を述べるなど、その責務を果たしております。

4. 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社並びに当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び経営幹部の職務執行の適正性
「取締役会規程」及び執行機関である当社執行役員会（以下「執行役員会」という。）の「執行役員会規程」に基づき、会議体において各取締役や経営幹部の職務執行状況について報告がなされ相互に確認・検証ができる体制を整備する。
 - ・コンプライアンス
コンプライアンス関連規程及びコンプライアンス推進体制を整備し、教育・研修・ハンドブック等による行動規範等の周知徹底を行い、取締役及び従業員が法令及び定款・諸規程をはじめ社会におけるルールを遵守するように取り組む。
 - ・内部通報制度
法令及び定款・諸規程に違反する行為を発見した際の内部通報制度を整備・運用し、不祥事の未然防止及び迅速な対応を図る。その際、通報者のプライバシーを保護し、不利益な取扱いを行わないことを明示し、制度の有効性を確保する。
 - ・反社会的勢力の排除
当社並びに当社子会社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業・団体・個人とはいかなる場合においても取引を行わず金銭その他の経済的利益を提供しない。また、警察・弁護士等の外部専門機関とも連携を取り毅然として対応する。
 - ・内部監査
内部監査担当部門による本部監査、現場往査を通して取締役及び従業員が認識と知識を深め改善活動に取り組みコンプライアンス強化を図る。

- ② 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・金融商品取引法等の適用のある法令に基づき、信頼できる財務報告の観点から業務プロセスの整備と改善を行い、財務報告に係る内部統制評価を実施することにより継続的に適正な体制を確保する。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・法令及び情報管理・文書管理等の関連規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会・取締役会・執行役員会等の議事録、稟議書・契約書等）を保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査担当部門が随時閲覧できる体制を確保する。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社並びに当社子会社の業務執行に係るリスクに関して、予見されるリスクの分析と識別を行った上で当社グループ全体のリスクを網羅的・包括的に管理する。
 - ・取締役会及びその他の会議体において重要事項を慎重に審議することで事業リスクの排除・軽減を図る。
 - ・「個人情報管理規程」を遵守し、個人情報の紛失・漏洩・改ざんを未然に防ぐ体制を整備・運用する。
 - ・内部監査担当部門の内部監査によりリスクの早期発見、早期解決を図る。
 - ・当社並びに当社子会社の経営に影響を与えるようなリスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、各部署の長は速やかに代表取締役社長及び監査役にその内容を報告し対策を講じることとする。
 - ・リスクマネジメント関連規程を整備し、リスクマネジメントに関わる基本的事項及び危機管理に関する事項を定め組織のリスク管理体制の強化を図る。
- ⑤ 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制
- ・取締役の職務の効率性を確保するため、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」を整備し、それぞれの責任と権限の所在を明確に定める。
 - ・当社並びに当社子会社の中期経営計画及び年度予算を策定し、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を業務執行部門にフィードバックする。

- ・取締役会は必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要議案については執行役員会及びその他の会議体において事前に十分に審議した上で取締役会に上程することにより、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進することとする。
 - ・各種会議体への起案から意思決定までのスケジュールを明確にし、経営スピードを速めることを図る。
- ⑥ 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社子会社の経営等に関する重要事項については、「グループ経営管理規程」を整備し、取締役会及び執行役員会において審議・決定することを通じて業務の適正を確保する。
- ⑦ 内部監査に係る体制
- ・内部監査担当部門は、当社並びに当社子会社の内部監査を実施し、その結果と必要に応じ改善の必要性を代表取締役社長に報告する。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき従業員（以下「補助人」という。）の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役に補助人を配置することとする。
 - ・補助人の選任については、監査役からの指名又は助言を受けて決定する。
 - ・補助人として選任を受けた従業員は、監査役補助業務に関しては監査役の指揮命令のみに服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。
 - ・補助人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得ることとする。
- ⑨ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び従業員は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告することとする。
 - ・取締役及び従業員が前項の報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないように徹底する。
 - ・監査役は、取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、執行状況を聴取し関係資料を閲覧することができる。

- ⑩ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役社長は、適宜、監査役との意見交換を行う。
 - ・監査役は必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができることとする。
 - ・監査役職務の執行について生じる費用等の前払い又は弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役及び経営幹部の職務執行の適正性
「取締役会規程」及び「執行役員会規程」並びに当社子会社の「取締役会規程」等に基づき、会議体において各取締役や経営幹部の職務執行状況について報告がなされ相互に確認・検証をしております。
 - ・全役職員のコンプライアンス
代表取締役社長をコンプライアンス最高責任者、総務部長をコンプライアンス統括実施責任者、コンプライアンス最高責任者の下にコンプライアンス委員会を置いて、コンプライアンスの推進に努めております。また「コンプライアンス基本規程」を中心に、コンプライアンス推進に向け「よりそいブック」配布や行動規範の周知徹底等により、全役職員が法令及び定款・諸規程をはじめ社会におけるルールを遵守するように取り組んでおります。
 - ・内部通報制度
内部通報規程を定め、役職員が法令や定款・諸規程に違反する行為を発見した際の相談・通報窓口（「よりそいライン」「総務部相談窓口」「社外弁護士窓口」「監査役窓口」）を整備・運用し、不祥事の未然防止及び迅速な対応を図っております。このうち「よりそいライン」「外部弁護士窓口」は会社から独立した外部機関、顧問弁護士以外の弁護士に委託しております。相談・通報窓口の運用にあたっては、通報者のプライバシーを保護し、不利益な取り扱いを行わない等、通報者保護を徹底し、内部通報制度の有効性を確保しております。

- ・反社会的勢力の排除

当社並びに当社子会社は、行動規範のほか「反社会的勢力対策規程」「反社会的勢力対応細則」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業・団体・個人とはいかなる場合においても取引を行わず金銭その他の経済的利益を提供しない等を定め、全役職員この遵守を徹底しております。また、上記の内規で警察・弁護士等の外部専門機関とも連携を取り毅然として対応することを明記しているとともに、全ての新規取引先は取引前に反社会的勢力との関係確認をする等の運用を実施しております。

- ・内部監査

内部監査室による本部監査、現場往査を通して全役職員が認識と知識を深め、モニタリングを行うことで改善活動に取り組みコンプライアンス強化を図っております。

② 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法等の適用のある法令に基づき、信頼できる財務報告の観点から業務プロセスの整備と改善を行い、財務報告に係る内部統制評価を実施することにより継続的に適正な体制を確保しております。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録・取締役会議事録・執行役員会等議事録・稟議書・契約書等）を保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査室が随時閲覧できる体制をとっております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社並びに当社子会社の業務執行に係るリスクに関して、予見されるリスクの分析と識別を行った上で当社グループ全体のリスクを網羅的・包括的に管理しております。
- ・当社取締役会及び執行役員会、リスクマネジメント委員会等の会議体において重要事項を慎重に審議することで事業リスクの排除・軽減を図っております。

- ・「個人情報管理規程」を遵守し、個人情報の紛失・漏洩・改ざんを未然に防ぐ体制を整備・運用しております。
 - ・内部監査室の内部監査によりリスクの早期発見、早期解決を図っております。
 - ・当社並びに当社子会社の経営に影響を与えるようなリスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、各部署の長は速やかに業務を管掌する執行役員又は代表取締役社長、監査役にその内容を報告し対策を講じることとしております。
 - ・「リスクマネジメント基本規程」等において、リスクマネジメントに関わる基本的事項及び危機管理に関する事項を定め組織のリスク管理体制の強化を図っております。
- ⑤ 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制の運用状況の概要
- ・当事業年度において取締役会を17回開催し、経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。取締役の職務執行の効率性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。
 - ・取締役の職務の効率性を確保するため、「職務権限規程」「業務分掌規程」等において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定め運用されております。
 - ・当社並びに当社子会社の中期経営計画及び年度予算を策定し、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を業務執行部門にフィードバックしております。
 - ・取締役会は、毎月1回定例取締役会を開催することに加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。重要議案については執行役員会及びその他の会議体において事前に十分に審議した上で取締役会に上程することにより、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進することとしております。
 - ・各種会議体への起案から意思決定までのスケジュールを明確にし、経営スピードを速めることができるよう運用しております。

⑥ 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、子会社の経営等に関する重要事項については、「グループ経営管理規程」を整備し、当社の取締役会及び執行役員会において、審議・決定することを通じて業務の適正の確保に努めております。子会社の役員については、当社の役職員が就任することにより、子会社の経営等に係る事項につき、迅速な情報把握ができる体制を整えております。内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

⑦ 内部監査に係る体制の運用状況の概要

- ・内部監査室にて、社内各部署が諸法令、定款及び社内規程等に従い適正な企業活動を行っているか、業務フローにより適切な牽制が効いているかを監査役会との相互協力により書類の閲覧及び実地調査をしております。監査結果は代表取締役社長に報告され、被監査部門の責任者に改善事項の指摘を実施しております。

⑧ 監査役に係る体制の運用状況の概要

- ・当事業年度において監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施いたしました。取締役会及び執行役員会等の重要な会議への出席や保育施設の往査、事業部門・管理部門に対するヒアリング、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査室との間で情報交換を行い、取締役の職務執行の監査、内部統制の運用状況を確認しております。

監査役が十分な活動を行うために以下の体制を確保しております。

- ・監査役の職務を補助すべき従業員（補助人）の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 監査役に補助人を配置しております。
 - ロ. 補助人の選任については、監査役からの指名又は助言を受けて決定しております。
 - ハ. 補助人として選任を受けた従業員は、監査役補助業務に関しては監査役の指揮命令のみに服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとしております。
 - ニ. 補助人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得ることとしております。

- ・ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 当社並びに当社子会社の取締役及び従業員は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告をすることとしております。
 - ロ. 当社並びに当社子会社の取締役及び従業員が前項の報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないように徹底しております。
 - ハ. 常勤監査役は、取締役会及び執行役員会に出席するとともに、その他の重要な会議についても適宜出席しております。
- ・ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 代表取締役社長は、適宜、監査役との意見交換を行っております。
 - ロ. 監査役は必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができることとなっております。
 - ハ. 監査役の職務の執行について生じる費用等の前払い又は弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から)
(2023年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,296	1,984	5,127	△6	8,402
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	6	6			12
剰 余 金 の 配 当			△234		△234
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△55		△55
自 己 株 式 の 取 得				△6	△6
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	6	6	△290	△6	△284
当連結会計年度末残高	1,302	1,991	4,836	△12	8,118

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	△34	△34	8,367
当連結会計年度変動額			
新 株 の 発 行			12
剰 余 金 の 配 当			△234
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△55
自 己 株 式 の 取 得			△6
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額 (純額)	20	20	20
当連結会計年度変動額合計	20	20	△263
当連結会計年度末残高	△14	△14	8,104

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社グローバルキッズ、株式会社おはようキッズ、株式会社G K S

このうち、株式会社おはようキッズについては2023年6月1日の株式取得により、また、株式会社G K Sについては2023年4月1日の新設分割により、それぞれ当連結会計年度から連結子会社になりました。

② 非連結子会社の名称等 非連結子会社

GLOBAL KIDS VIETNAM CO., LTD.

株式会社T-K i d s

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社 該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社

主要な会社等の名称 GLOBAL KIDS VIETNAM CO., LTD.

株式会社T-K i d s

(持分法を適用しない理由)

上記の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法によっております。(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年～39年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

・賞与引当金

当社グループは、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 認可保育所等

児童福祉法に基づき、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たし、都道府県知事等に認可された保育施設及び市町村が条例にて定めた認可基準を満たし、区市町村長に認可された保育施設であります。「子ども・子育て支援新制度」の下、国及び自治体が負担する施設型給付及び地域型保育給付を委託費として交付を受けて運営しております。

収益の大部分は利用者への保育サービスの提供によって履行義務が充足されます。内閣府の定めた公定価格及び自治体が定めた補助金交付要綱に基づき、在籍園児数、在籍職員数等に応じて委託費及び補助金を自治体へ請求した時に一時点で収益を認識しております。

一方で、一部の収益については、自治体の補助金交付要綱に基づき、職員への人件費や、園の家賃の支払いを行うことで、徐々に履行義務が充足されるため一定期間にわたり収益を認識しております。

(2) 認可外保育施設

都道府県知事等の認可を受けていない保育施設であり、利用者からの保育料及び自治体や公益財団法人児童育成協会より運営費補助金の交付を受けて運営しております。

収益のうち、自治体への請求部分は、認可保育所等と同様の基準に従い、収益を認識しております。また利用者への請求部分は、利用者と直接保育委託契約を締結し、保育サービスを提供した時点で、履行義務が充足され、一時点で収益を認識しております。

(3) 学童・児童館

小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的とした施設であります。自治体からの運営費の交付及び利用者から利用料を受けて運営しております。

収益の大部分は、利用者への保育サービスの提供によって履行義務が充足されます。自治体との委託契約に基づき保育サービスを提供することで、一定の期間にわたって履行義務が充足されるため一定期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(費用計上区分の変更)

連結子会社の施設に係る一部の費用を、従来販売費及び一般管理費に含めておりましたが、当連結会計年度より、売上原価に含めて表示することに変更いたしました。

「中期経営計画2024」における「事業拡大」フェーズから「事業拡大と事業複線化」フェーズへ移行の中で、収益を改善するプロジェクトの一環として、組織構造の見直しを実施しております。

組織改編の過程で施設評価制度の改定及び施設収支の見直しを契機に費用を精緻化し、一部販売費及び一般管理費について売上原価として処理することがより経営環境を適切に反映していると判断したため、会計処理の変更を実施しました。

当該会計方針の変更は遡及修正され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結累計年度の売上原価は836百万円増加し、売上総利益並びに販売費及び一般管理費は同額減少しておりますが、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純損失及び1株当たり情報に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(施設固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損の兆候が識別され当連結会計年度に減損損失を計上した施設

減損損失 608百万円

(単位:百万円)

	認可保育所等	東京都認証 保育所	学童・児童館	合計
減損損失	603	5	—	608

なお、当連結会計年度に計上した減損損失については、連結注記表11.その他の注記(4)減損損失に記載しております。(施設固定資産に係る減損損失は 608百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは子育て支援事業を営むために、保育所等の資産を保有しております。

資金生成単位は、各施設を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各施設の営業損益が過去2年連続してマイナスとなった場合、施設を取り巻く経営環境が著しく悪化した場合、施設の固定資産の市場価格が著しく下落した場合、閉園等の意思決定など回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合に減損の兆候を把握しております。

減損の兆候が把握された施設については、施設の主要な固定資産の耐用年数まで将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が、当該施設の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが策定した経営計画を基礎として入所率等を主要な仮定に織り込んでおります。

割引前将来キャッシュ・フローの予測には不確実性が伴うことから、市場環境の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の判定及び測定される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定が、経営環境の著しい悪化や閉園の意思決定等により、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

また、減損の兆候が識別されたものの、当連結会計年度に減損損失を認識していない施設は以下の通りであります。

(単位:百万円)

	認可保育所等計			東京都認証 保育所	学童クラ ブ・児童館	合計
	認可保育所 等(東京 都)	認可保育所 等(神奈川 県)	認可保育所 等(その 他)			
帳簿価額	417	122	6	—	—	546

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 未収入金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項 8.収益認識に関する注記 (3)①契約資産の残高等」に記載しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,003百万円

(3) 当座貸越限度額の総額

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	3,100百万円
借入実行残高	—
差引額	3,100百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,429,141株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年12月20日定時株主総会	普通株式	234百万円	25.00円	2022年9月30日	2022年12月21日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年12月19日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	282百万円	30.00円	2023年9月30日	2023年12月20日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

第1回新株予約権（2015年3月19日決議分）

発行すべき株式の内容 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 42,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金及び設備資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品内容及び当該金融商品に係るリスク

敷金及び保証金は、主として施設の賃借に伴い発生する差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、1年以内に支払期日が到来する債務であります。借入金は運転資金及び設備資金に係る資金調達を目的としており、変動金利を適用している借入金は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である未収入金については、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、定期的にモニタリングを行っております。敷金及び保証金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等により回収懸念の早期把握と軽減を図っております。

未払金や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷金及び保証金	1,085百万円	966百万円	△119百万円
建設協力金	247	245	△2
資産計	1,333	1,211	△121
長期借入金	3,976	3,935	△41
負債計	3,976	3,935	△41

（注）1．現金及び預金、未収入金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注）2．市場価格のない株式等は、上記表中に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額 (2023年9月30日)
非上場株式	27百万円
敷金及び保証金	793

（注）3．長期借入金には、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

（注）4．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
未収入金	2,589	—	—	—
敷金及び保証金	46	369	69	600
建設協力金	18	69	90	69
合計	2,653	438	160	670

(注) 5. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	949	859	675	604	475	411
合計	949	859	675	604	475	411

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	966	—	966
建設協力金	—	245	—	245
資産計	—	1,211	—	1,211
長期借入金	—	3,935	—	3,935
負債計	—	3,935	—	3,935

(注) 時価の算定に用いた、評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金・建設協力金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りを基礎とした合理的な指標で割り引いた現在価値により算出しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の発行又は借入を行った場合に想定される利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。

7. 企業結合等関係

(取得による企業結合)

当社は2023年4月18日開催の取締役会決議に基づき2023年6月1日に東京建物キッズ株式会社の株式を追加取得し、当社の連結子会社としております。その概要は以下のとおりです。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	東京建物キッズ株式会社
事業の内容	子育て支援事業

(2) 企業結合を行った主な理由

共働き世帯数の増加、女性の就業率上昇に伴う保育所利用者数の増加を背景に、当社グループは2006年の創業以来、保育所を毎期新規に開設してまいりました。しかし、近年は自治体による保育所増設が進められたことで待機児童数は減少傾向にあり、新規開設の需要は鈍化しております。当社グループは、保育事業について新規開設に加えM&Aを積極活用した成長を中期経営計画に掲げており、本件は新規開設需要が鈍化する中での更なる成長を企図したM&Aの実行であります。

当社及び東京建物キッズ株式会社は、東京都及び周辺地域を中心に主に認可保育所を展開しており、保育事業の規模拡大や一部本社機能の運営効率化による生産性向上などのシナジーの発現が期待されます。

当社は、引き続き保育施設の新規開設及びM&Aの積極活用による保育事業の規模拡大を推進するうえ、保育周辺事業の拡充、収支改善への取り組み強化等により企業価値の向上を図ってまいります。

(3) 企業結合日

2023年6月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

おはようキッズ株式会社

(6)取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	10%
企業結合日に追加取得した議決権比率	90%
取得後の議決権比率	100%

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2.連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2023年6月1日から2023年9月30日まで

3.取得原価の算定等に関する事項

(1)被取得企業の取得原価

企業結合直前に保有していた普通株式の企業結合日における時価	41百万円
追加取得した普通株式の時価	370百万円
取得原価	411百万円

(2)被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 21百万円

4. 取得原価の配分に関する事項

(1)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	400百万円
<u>固定資産</u>	<u>1,019百万円</u>
資産合計	1,420百万円

流動負債	560百万円
<u>固定負債</u>	<u>350百万円</u>
負債合計	911百万円

(2)発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

①発生した負ののれん発生益の金額 98百万円

②発生原因

被取得企業の企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったことによります。

(3)企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該金額の概算金額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

子育て支援事業			
	一時点で認識する 収益 (百万円)	一定期間にわたって 認識する収益 (百万円)	合計 (百万円)
認可保育所等	20,067	3,095	23,162
認可外保育施設	820	138	959
学童・児童館	38	618	656
その他	357	—	357
顧客との契約から生じる 収益	21,283	3,852	25,136
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	21,283	3,852	25,136

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益金額を理解するための情報

① 契約資産の残高等

	当連結会計年度 (2023年9月30日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	2,586
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,575
契約負債 (期首残高)	120
契約負債 (期末残高)	135

② 当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 860円91銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 5円94銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(1) 段階取得に係る差益

株式会社おはようキッズ（旧東京建物キッズ株式会社）の株式の段階取得に伴い21百万円を計上しております。

(2) 負ののれん発生益

2023年6月1日を効力発生日として、株式会社おはようキッズ（旧東京建物キッズ株式会社）の株式取得による子会社化に伴い98百万円を計上しております。

(3) 寄付金受贈益

代表取締役社長中正雄一より運営施設の環境整備のために受贈したものです。

(4) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
施設 (16施設)	建物及び構築物 有形固定資産「その他」	東京都江東区 他	608

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、施設を基本単位として資産のグルーピングを行っております。このうち、営業損益が悪化している施設について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（建物及び構築物583百万円、有形固定資産「その他」25百万円）として特別損失に計上しております。

12. 追加情報

(事業譲渡)

(社会福祉法人すくすくどろんこの会への譲渡)

2023年7月18日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社グローバルキッズが大阪市内で運営する認可保育所5施設を社会福祉法人すくすくどろんこの会へ譲渡することを決議し、事業譲渡契約を締結いたしました。

- (1) 譲渡先企業の名称
社会福祉法人すくすくどろんこの会
- (2) 譲渡する事業の内容
大阪市内で運営する認可保育所5施設
- (3) 譲渡完了日
2024年4月1日
- (4) 譲渡価額
譲渡先との守秘義務により非開示としております。

(株式会社SHINKS-Kへの譲渡)

2023年8月10日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社グローバルキッズが運営する認証保育所6施設を株式会社SHINKS-Kへ譲渡することを決議し、事業譲渡契約を締結しました。

- (1) 譲渡先企業の名称
株式会社SHINKS-K
- (2) 譲渡する事業の内容
認証保育所6施設
- (3) 譲渡完了日
2024年4月1日
- (4) 譲渡価額
譲渡先との守秘義務により非開示としております。

(株式譲渡)

(株式会社SHINKSへの譲渡)

株式会社グローバルキッズの100%子会社である株式会社T-Kidsの全株式を株式会社SHINKSへ譲渡することを決議し、株式譲渡契約を締結しました。

なお、このうち1施設については行政より譲渡不可との通知を受領し、譲渡施設数は4施設になりました。詳細につきましては、2023年11月10日に公表の「(開示事項の経過) 孫会社の異動(株式譲渡)に関する譲渡対象施設変更のお知らせ」をご覧ください。

株式譲渡に先立ち、グローバルキッズが運営する認証保育所等4施設の運営を株式会社T-Kidsに承継する吸収分割を行う予定です。

(1) 譲渡先企業の名称

株式会社SHINKS

(2) 譲渡先企業の概要

(1)名称	株式会社SHINKS	
(2)所在地	東京都渋谷区渋谷一丁目15-15 テラス渋谷美竹1305号	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 岩壁 康夫	
(4)事業内容	保育事業、飲食事業	
(5)資本金	10百万円	
(6)設立年月日	2017年3月24日	
(7)大株主及び持株比率	岩壁 康夫 60.00%	
(8) 上場会社 と当該会社と の間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(3) 譲渡完了日

2024年4月1日

(4) 譲渡価額

譲渡先との守秘義務により非開示としております。

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	1,296	2,564	2,564	1,425	1,425	△6	5,280	5,280
当 期 変 動 額								
新株の発行	6	6	6				12	12
剰余金の配当				△234	△234		△234	△234
当期純利益				356	356		356	356
自己株式の取得						△6	△6	△6
株主資本以外の 項目の当期 変動額 (純額)								
当期変動額合計	6	6	6	121	121	△6	127	127
当 期 末 残 高	1,302	2,571	2,571	1,547	1,547	△12	5,408	5,408

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- 無形固定資産 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は、連結子会社への経営指導等の役務を提供しております。当該履行義務は、役務が提供された時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越限度額の総額

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	100百万円
借入実行残高	—
差引額	100百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

子会社に対する金銭債権債務は下記のとおりです。

短期金銭債権	402百万円
長期金銭債権	4,050百万円
短期金銭債務	2百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 843百万円

営業費用 84百万円

営業取引以外による取引高

受取利息 12百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 15,823株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金 1百万円

賞与引当金 2百万円

未払事業税 6百万円

投資有価証券評価損 18百万円

関係会社株式評価損 8百万円

その他 3百万円

繰延税金資産合計 40百万円

繰延税金負債合計 1百万円

繰延税金資産（負債）の純額 40百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	株 式 会 社 グ ロー バ ル キ ッ ズ	所有 直接 100.0%	資金の貸付 業務の委託 役員の兼任	業務の委託 (注) 2	69	関係会社 長期貸付金	2,850
				業務の受託 (注) 2	822	未収入金	392
				利息の受取 (注) 1	10	未払金	—
子 会 社	株 式 会 社 おはようキッズ	所有 直接 100.0%	資金の貸付 業務の委託 役員の兼任	業務の委託 (注) 2	—	関係会社 長期貸付金	700
				業務の受託 (注) 2	3	未収入金	1
				利息の受取 (注) 1	1	未払金	—
子 会 社	株 式 会 社 G K S	所有 直接 100.0%	資金の貸付 業務の委託 役員の兼任	業務の委託 (注) 2	15	関係会社 長期貸付金	500
				業務の受託 (注) 2	17	未収入金	8
				利息の受取 (注) 1	0	未払金	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付、利息の受取については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 業務内容を勘案し当事者の契約により決定しております。

7. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 574円55銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 37円92銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。